

**第2次中期事業計画（平成21年度
～平成23年度）の評価**

平成24年7月31日

鹿児島県信用保証協会

— 目 次 —

はじめに	1
I 基本方針	
1 業務環境	2
2 業務運営方針	3
II 第2次中期事業計画(平成21年度～平成23年度)の各評価項目に係る自己評価	
(1)経営支援・再生支援及び創業・再挑戦支援の推進	4
(2)保証制度の多様化・高度化への対応	6
(3)政策保証の推進	9
(4)利便性の向上に向けた取組	11
(5)期中管理の充実・強化	13
(6)求償権回収の合理化、効率化	14
(7)リスク考慮型保証料率体系及び金融機関との適切な責任共有制度の円滑な実施	16
(8)信用保証制度の多様化・高度化等に対応した組織体制の確立及び 職員の資質向上	17
(9)コンプライアンス態勢の充実・強化	18
(10)的確かつ効率的な内部監査の実施	19
III 中期事業計画の事業計画に係る評価	
IV 自己評価に対する外部評価委員会の意見・助言	
(参考資料)	
外部評価委員会運営規程(別紙1)	22
中期事業計画及び年度経営計画に係る自己評価実施要領(別紙2)	23
計画等自己評価(案)に係る達成度判定基準(別紙3)	25

はじめに

本協会は、業務運営に関する経営方針や取り組むべき重点課題を明確にするとともに、その解消方策を着実に実施することによって、適切な業務運営を確保するため、平成 21 年 4 月に「第 2 次中期事業計画（平成 21 年度～平成 23 年度）」を策定し、信用保証協会法第 35 条第 1 項に基づき国に報告を行い、毎年度策定する年度経営計画の基本方針とするなどし、これら計画の着実な推進に努めてきました。

また、本協会における経営の透明性の一層の向上と対外的な説明責任を果たすために、これら計画の本協会による自己評価を行い、弁護士、公認会計士及び学識経験者で構成する「外部評価委員会」（「別紙 1」参照）の意見・助言を受けたうえで、その評価結果を公表することとしています。

このため、本協会は、平成 24 年 6 月、本協会の関係職員で構成する「計画等自己評価委員会」（「別紙 2」参照）において協議・検討を重ね、「第 2 次中期事業計画（平成 21 年度～平成 23 年度）の評価（案）」を作成しました。

この「第 2 次中期事業計画（平成 21 年度～平成 23 年度）の評価（案）」について、「外部評価委員会」による意見・助言を踏まえて、調整・修正し、次のとおり「第 2 次中期事業計画（平成 21 年度～平成 23 年度）の評価」を取りまとめたところであります。

今後、この評価による成果を十分活かして、本協会の適切な業務運営の確保と運営規律の強化に努めて参る所存であります。

なお、「外部評価委員会」の委員各位におかれましては、「第 2 次中期事業計画（平成 21 年度～平成 23 年度）の評価（案）」について、ご多忙の中、熱心に審議・検討していただき、貴重なご意見・ご助言を賜りましたことに対し、ここに、厚く御礼を申し上げます。

平成 24 年 7 月 31 日
鹿児島県信用保証協会
会長 仮屋 基美

I 基本方針

第2次中期事業計画（平成21年度～平成23年度）においては、経営方針について、次のとおり業務環境と業務運営方針を記述しているが、県内の経済動向と中小企業を取り巻く環境は、世界同時不況の影響を受けるなど、依然厳しい状況が続いている。引き続き国の景気対策として実施された景気対応緊急保証及び中小企業金融円滑化法による返済条件緩和の推進に注力することとなったが、全体としては、概ね業務運営方針に沿った運営が推進された。

1 業務環境

1) 鹿児島県の経済動向

最近の鹿児島県の経済動向をみると、主要ホテル・旅館の宿泊客数は堅調に推移しているものの、乗用車販売、百貨店・スーパーの販売額は減少しており、個人消費は、全体として弱めの動きとなっている。

建設関連では、新設住宅着工は持ち直しつつあるが、公共工事の低迷が続いていることから、全体としては低調となっている。

生産活動においては、食料品工業や電子部品関連が低調に推移しており、設備投資についても減少傾向にあるなど、全体としては弱めの動きとなっている。

また、労働需給は、新規求人数が減少し、緩和していることから、雇用情勢は悪化している。

このように、県内経済は、全体としては、弱まってきている状態にある。

計画期間内における県内の経済動向については、平成23年春の九州新幹線全線開通や今後予定される鹿児島・台北間の定期航路の開設等による観光産業等への効果が期待されるものの、サブプライムローン問題に端を発した世界同時不況の影響の中、個人消費の大幅な増加や建設関連の回復は見込めず、生産活動も弱含みで推移し、雇用環境も悪化するものと見込まれることから、県内経済は低調に推移していくものと見込まれる。

2) 中小企業を取り巻く環境

鹿児島県内中小企業の景況は、勢いの感じられない個人消費、公共工事の減少、生産活動の減退など建設業や小売業を中心として厳しい状況にある。

一方、金融面から見ると、資金繰り悪化等に伴う資金需要は旺盛であるものの、製造業を中心に設備機械等の更新や生産・販売能力増強のための設備投資が減少傾向にあるなど、全体としては、資金需要は低調である。

今後の中小企業を取り巻く環境は、平成23年春の九州新幹線全線開通や今後予定される鹿児島・台北間の定期航路開設などによる効果が見込まれるもの、これまでと同様、厳しい状況が推移するものと見込まれる。

2 業務運営方針

このような県内の経済動向や中小企業を取り巻く厳しい環境の中にあって、今後の保証承諾は、資金繰り悪化に伴う運転資金を中心としたものの増加が見込まれるもの、全体としては、減少傾向で推移するものと見込まれる。

また、代位弁済は、企業の倒産増加や緊急保証の承諾増に伴う代弁率の悪化等による増加が見込まれるほか、求償権の回収は、有担保保証の減少や第三者保証人の原則非徴求による回収率の低下等に伴う減少が見込まれるなど、本協会を巡る環境は、今後さらに厳しい状況が持続するものと見込まれる。

本協会は、これら厳しい環境や解決すべき様々な課題に適切に対応して、中小企業者の円滑な資金調達、ひいては自律的かつ安定的な発展に貢献できる『中小企業者のための、開かれた信頼される協会』を目指して、平成21年度から平成23年度までの3か年間における基本方針として、以下に掲げる事項の実現に向けて全力で取り組むこととする。

II 第2次中期事業計画（平成21年度～平成23年度）の評価項目に係る自己評価

評価項目	(1) 経営支援、再生支援及び創業・再挑戦支援の推進	総合判定
		A
取組方針		
項目	実施状況	達成度
ア 保証部所属の中小企業診断士の活用、保証部の事故報告、条件変更事務等との連携を強化し、効果的かつ迅速な経営支援、再生支援等を推進するため、経営再生支援室を総務部から保証部に移管する。	ア 平成21年4月より経営再生支援室を保証部に移管した。また、同時に保証部所属の中小企業診断士2名を経営再生支援室の兼務者とし、支援体制の強化を図った。	ア A
イ 経営再生支援室を中心にして審議役や中小企業診断士との緊密な連携のもとに、経営支援、再生支援等を積極的に推進する。 また、創業・再挑戦支援については、対象企業に関する情報の収集・分析など適切な対応に努める。	イ (7) 経営支援、再生支援機能の充実を図るため、平成22年4月に経営再生支援室を改組し、新たに経営支援部を創設した。(専任職員5名を配置) さらに、平成23年4月には、期中支援体制の充実・強化のため、期中支援課を新設し、同課に4名の専任職員を配置した。 (4) 創業・再挑戦支援については、地域力連携拠点となっていた商工団体等や県中小企業支援機関連携推進会議等に参加し、幅広い情報の収集に努めた。	イ A
ウ 事故報告のあった企業や事故が予見される企業について、早期実態把握に努め、経営改善や事業再生に取り組む企業の再生を積極的に支援する。	ウ 経営支援部の創設以降、企業に対する面談、訪問等による早期実態把握に努め、条件変更等による支援を主体に積極的な取組みを実施した。 経営支援部管轄 (単位：件、百万円)	ウ A
エ 事業再生に取り組む求償権先について、求償権の放棄や求償権消滅の新規保証等により、再生を積極的に支援する。	エ 求償権先について、平成21年度159件、平成22年度267件、平成23年度456件を精査し、求償権消滅保証による再生を検討したが、平成23年度に1件40百万円の実績となった。	エ B
オ ベンチャー関連保証、創業関連保証及び大口保証企業等については、保証後、決算書を徴求し、経営状況や計画の進行状況等の実態把握に努め、必要に応じ追加保証等の支援を行う。	オ 大口保証企業等に係る保証後経営支援実施要領に基づき、決算書を徴求し、決算内容をCRDに入力のうえ、必要と判断した企業に対し、面談や訪問を実施した。 (単位：件)	オ A
カ 県中小企業再生支援協議会、金融機関、商工団体等との連携のもとに、経営・再生支援等を積極的に行う。	カ 県中小企業再生協議会と積極的に連携を図り、再生支援を推進した。 県中小企業再生支援協議会との連携 新規保証 (単位：件、百万円)	カ A
キ 経営・再生支援等の実施に当たっては、経営診断システム(MSS)や中小企業再生サポートシステム(CSS)を効果的に活用する。	キ 平成21年より経営診断システム(MSS)を延べ78企業の経営診断に活用し、中小企業再生サポートシステム(CSS)は、延べ5企業の再生支援に活用した。 条件変更 (単位：件、百万円)	キ A

評価項目の自己評価

ア及びイ 経営支援、再生支援の積極的推進により、企業の破綻危機回避と代位弁済抑制を図るため、平成22年4月に経営再生支援室を改組し、専任担当5名による経営支援部を創設した。さらに、平成23年4月には、企業の支援・再生及び期中管理の充実・強化を図るため、期中支援課を設置し、きめ細やかな経営支援、再生支援が可能となった。

ウ 期中支援課が、期中管理を一括管理することで、企業の早期実態把握と、より効率的な支援が可能となった。

エ 事業再生に取り組む求償権先に対する支援については、3年間で延べ882件を精査し、求償権消滅保証による再生を検討したが、支援候補先は2件にとどまり、うち1件についてのみの支援実績となった。

オ 決算書を徴求した企業について、財務内容を精査・検討し、経営改善計画の進捗状況を確認した。計画未達先や財務内容の厳しい先については、必要に応じ、面談や企業訪問による実態把握を行った。

カ 金融機関との連携はもとより、県中小企業再生支援協議会と積極的に連携を図り再生支援の推進に努めた。

キ 経営・再生支援等のサポートツールとして活用した。

注)達成度については、A・B・Cの3段階とする。A～高い B～普通 C～低い

評価項目	(2) 保証制度の多様化・高度化への対応	総合判定																																																																
		A																																																																
取組方針																																																																		
項目	実施状況	達成度																																																																
ア 中小企業者や金融機関に対して、各保証制度の保証要件や利便性等について、積極的にPRを行う。	<p>ア ホームページや「保証月報」により、各保証制度の保証要件や各種保証制度の内容等について掲載するとともに、200社余りのEメール登録企業に対し、保証制度案内等の配信を行った。</p> <p>また、毎年「保証制度のご案内」を作成し、金融機関及び商工団体等関係機関に配布している。</p>	ア A																																																																
イ 流動資産担保融資保証や特定社債保証、当座貸越根保証等については、保証対象の要件に合致し、利用が見込まれる企業のリストアップ、企業訪問等により、利用推進を図る。	<p>イ 次のように利用推進を図った。</p> <p>(ア) 流動資産担保融資保証 毎月、金融機関本部を訪問するとともに、営業店の訪問を行った。 また、DM及び「保証月報」による広報やEメール登録企業への配信を行った。 平成23年度は鹿児島商工会議所主催の中小企業向け相談会に参加し、推進を図った。</p> <p>(単位:件、百万円、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保証承諾</th><th>件数</th><th>金額</th><th>金額前年度比</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度</td><td>22</td><td>706</td><td>85.2</td></tr> <tr> <td>平成22年度</td><td>17</td><td>530</td><td>75.1</td></tr> <tr> <td>平成23年度</td><td>16</td><td>494</td><td>93.2</td></tr> </tbody> </table> <p>(イ) 特定社債保証 毎月、金融機関本部を訪問するとともに、営業店の訪問を行った。 また、DM及び「保証月報」による広報を行い、償還期限到来企業600企業余りをリストアップし、企業訪問を行なった。</p> <p>(単位:件、百万円、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保証承諾</th><th>件数</th><th>金額</th><th>金額前年度比</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度</td><td>5</td><td>360</td><td>150.0</td></tr> <tr> <td>平成22年度</td><td>5</td><td>360</td><td>100.0</td></tr> <tr> <td>平成23年度</td><td>5</td><td>408</td><td>113.3</td></tr> </tbody> </table> <p>(ウ) 当座貸越根保証 金融機関や商工団体の訪問、研修を行うとともに「保証月報」への掲載やEメール登録企業に対する情報配信による広報を行った。 また、平成23年度は、小口利用者層を対象とした協会独自の「カードローン500」を創設し、リーフレットの作成やEメール登録企業への情報配信及び鹿児島商工会議所主催の研修会に参加し、推進を図った。</p> <p>当座貸越根保証 (単位:件、百万円、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保証承諾</th><th>件数</th><th>金額</th><th>金額前年度比</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度</td><td>248</td><td>5,206</td><td>77.4</td></tr> <tr> <td>平成22年度</td><td>224</td><td>5,388</td><td>103.5</td></tr> <tr> <td>平成23年度</td><td>210</td><td>4,028</td><td>74.8</td></tr> </tbody> </table> <p>事業者カードローン根保証 (単位:件、百万円、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保証承諾</th><th>件数</th><th>金額</th><th>金額前年度比</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度</td><td>347</td><td>1,485</td><td>71.0</td></tr> <tr> <td>平成22年度</td><td>362</td><td>1,663</td><td>112.0</td></tr> <tr> <td>平成23年度</td><td>1,111</td><td>4,128</td><td>248.2</td></tr> </tbody> </table> <p>* 平成23年度は、「カードローン500」の保証実績787件、2,684百万円を含む。</p>	保証承諾	件数	金額	金額前年度比	平成21年度	22	706	85.2	平成22年度	17	530	75.1	平成23年度	16	494	93.2	保証承諾	件数	金額	金額前年度比	平成21年度	5	360	150.0	平成22年度	5	360	100.0	平成23年度	5	408	113.3	保証承諾	件数	金額	金額前年度比	平成21年度	248	5,206	77.4	平成22年度	224	5,388	103.5	平成23年度	210	4,028	74.8	保証承諾	件数	金額	金額前年度比	平成21年度	347	1,485	71.0	平成22年度	362	1,663	112.0	平成23年度	1,111	4,128	248.2	イ A
保証承諾	件数	金額	金額前年度比																																																															
平成21年度	22	706	85.2																																																															
平成22年度	17	530	75.1																																																															
平成23年度	16	494	93.2																																																															
保証承諾	件数	金額	金額前年度比																																																															
平成21年度	5	360	150.0																																																															
平成22年度	5	360	100.0																																																															
平成23年度	5	408	113.3																																																															
保証承諾	件数	金額	金額前年度比																																																															
平成21年度	248	5,206	77.4																																																															
平成22年度	224	5,388	103.5																																																															
平成23年度	210	4,028	74.8																																																															
保証承諾	件数	金額	金額前年度比																																																															
平成21年度	347	1,485	71.0																																																															
平成22年度	362	1,663	112.0																																																															
平成23年度	1,111	4,128	248.2																																																															
ウ 保証審査に当たっては、信用保証マニュアルに基づき、定量的評価及び、定性的評価を実態的かつ総合的に行い、信用リスク管理態勢の充実・強化を図る。	<p>ウ 部内研修(平成21年度6回、平成22年度から毎月)及び定例部内会議(毎週月曜日開催)を通じ、保証審査における基本的な考え方や各種マニュアルの周知を図るとともに、信用保険料等に関する研修を行い、信用補完制度の現状についても周知を図った。</p> <p>定性面については、企業訪問・面談などを積極的に行って、実態的な評価に努めた。</p>	ウ A																																																																

<p>工 貸付後、短期間で代位弁済となつた事故案件については、早期代弁事故案件に係る検証分析実施要領に基づき、事故に至った原因等を検証分析し、今後の審査事務にフィードバックする。</p> <p>オ 保証業務に係る企画立案を推進する総括次長を中心に、保証業務改革推進プロジェクトチームにおいて、保証承諾促進対策、保証制度の新商品の開発や企業訪問実施方法等に関する協議・検討を行うとともに、金融機関、商工団体、中小企業者の訪問、機関誌による保証制度の広報等を積極的に実施し、保証利用の推進を図る。</p> <p>工 「早期代弁事故案件に係る検証分析実施要領」に基づき、検証分析（平成21年度 45件、平成22年度 56件、平成23年度 38件）を行い、フィードバックが必要な事案（平成21年度 6件、平成22年度 3件、平成23年度 3件）については、その対応策を検討し、部内研修等を通じ、職員に周知した。</p> <p>オ プロジェクトチーム（保証部次長以下9名）は、月1回の定例会議のほか随時会議を開催し、保証部長の指示事項について、協議・検討のうえ次のとおり実施した。</p> <p>(ア) 平成21年度 保証制度の未利用企業1,997企業に対し保証利用の推進を図ることとし、DMを発送した。 また、企業訪問のための実施要領を定め、企業訪問を188回実施した。 その結果、保証浸透度は23.4%から25.3%へアップした。 さらにCRDスコアリングを利用した審査の導入、決裁区分の見直し、保証申込の進捗状況管理を行う等の諸改善策を実施した結果、1件当たりの処理日数は、上期の9.1日が下期においては6.6日となり、2.5日短縮することができた。</p> <p>(イ) 平成22年度 保証浸透度向上のための方策として、 a 平成23年2月 卒業予定先607企業に対し、DMを発送し、再利用の保証推進を行った。 b 平成22年10月～11月 課長代理を中心とした協会職員と金融機関の担当者との意見交換会を5回開催した。 c 保証制度の新商品として、ファスト保証、ファスト500保証、カードローン500、環境対策サポート保証を創設し、平成23年4月1日から施行した。 d 新電算システムの事前相談システムを活用し、保証審査の円滑化を図った。 e 平成22年10月、「信用保証実務解説」を改訂し、金融機関など関係機関へ配布した。</p> <p>(ウ) 平成23年度 a 保証浸透度向上のための方策として、保証利用企業先数増加キャンペーンを実施し、保証浸透度向上に貢献した金融機関25店舗及び5商工団体に対し、感謝状を贈呈した。 b 徴求書類及び作成書類の簡素化・見直しについて (a) 審査担当者にアンケートを実施し、徴求書類及び各種様式について見直しを検討した結果、宣誓書や担保充当承諾書等について、実態に即した改訂や様式の見直し等を行い、簡素化を図った。 (b) 県制度及び市制度については、鹿児島県及び鹿児島市の担当部署と協議した結果、平成24年度より印鑑証明書や商業登記簿謄本については、保証申込時に写しを提出することで可となり、市制度の資産証明書についても写しで対応可となった。</p>
--

評価項目の自己評価

- ア 毎年作成の「保証制度のご案内」及びホームページ、「保証月報」による、各保証制度の保証要件や各種保証制度の案内、Eメール登録企業に対し、保証制度案内の配信を行うことで、中小企業者や金融機関に対して、各保証制度の保証要件や利便性等について積極的にPRすることができた。**
- イ 流動資産担保融資保証や特定社債保証、当座貸越根保証等については、次のとおり利用推進を図った。**
- (ア) 流動資産担保融資保証**
金融機関を訪問し、制度説明及び保証推進を行ってきたものの、対抗要件取得のための第三債務者への通知に対する風評への懸念や事務の煩雑さ等があり、保証申込は伸び悩んだ。
- (イ) 特定社債保証**
平成21年度より申込人資格要件が一部緩和されたため、保証月報及び金融機関訪問等で周知に努めた。
また、既発社債の償還期限が到来する企業について、リストアップを行い、継続の意向について確認を行った。
都市銀行が積極的な取組姿勢を示したため、情報交換に努め、保証推進を図ることができた。
- (ウ) 当座貸越根保証**
当座貸越根保証及び事業者カードローン根保証の資格要件や利便性については、金融機関訪問及び研修等において説明し、推進に努めたが、景気対応緊急保証制度の利用が多く、伸び悩んだものの、平成23年度に小口利用者層を対象とした協会独自の「カードローン500」を創設し、利用促進に繋がった。

ウ 部内研修会や定例部内会議を毎年度重ねて開催することにより、保証審査における統一的かつ平準化した審査判断の徹底を図ることができた。

エ 「早期代弁事故案件に係る検証分析実施要領」に基づき、事故に至った原因等を検証分析し、その検証結果について審査担当者へフィードバックし、保証審査に活かすことができた。

オ プロジェクトチームを中心とする保証浸透度の向上対策、保証制度の新商品の開発や企業訪問実施方法等については、概ねその目的が達成され、金融機関、商工団体、中小企業者の訪問を積極的に実施し、保証利用の推進を図ることができた。

注)達成度については、A・B・Cの3段階とする。A～高い B～普通 C～低い

評価項目	(3) 政策保証の推進	取組方針	総合判定																																
			A																																
項目	実施状況	達成度																																	
ア 各保証制度の目的や保証要件等について、中小企業者や金融機関等に対して、ホームページや金融機関、商工団体等の説明会、Eメール等を活用し周知徹底を図る。	ア 平成22年9月、利便性の向上を図るため、ホームページの全面リニューアルを行うとともに、「保証月報」や「保証制度のご案内」により、各保証制度の保証要件や各種保証制度の内容等について広報を行った。 また、金融機関、商工団体等の訪問や説明会を実施して周知徹底を図った。 また、Eメール登録企業に対し、保証制度案内の配信を行った。	ア A																																	
イ セーフティネット保証、流動資産担保融資保証、特定社債保証、当座貸越根保証及び事業者カードローン根保証については、中小企業者や金融機関に対して、制度内容の周知徹底を図るとともに、対象企業をリストアップし、企業訪問等により利用促進を図る。	イ 毎月、金融機関本部を訪問するとともに、営業店の訪問や研修のほかに次のような方策により、利用促進を図った。 (ア) セーフティネット保証（緊急保証を含む。） 商工団体等の訪問や研修の実施、地方公共団体研修、南日本新聞への掲載、「保証月報」やホームページによる広報及び商工団体等の広報誌に掲載した。 また、Eメール登録企業に対し配信した。 (単位:件、百万円、%) <table border="1"><thead><tr><th>保証承諾</th><th>件数</th><th>金額</th><th>金額前年度比</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成21年度</td><td>3,958</td><td>49,278</td><td>78.6</td></tr><tr><td>平成22年度</td><td>2,390</td><td>36,864</td><td>74.8</td></tr><tr><td>平成23年度</td><td>964</td><td>14,354</td><td>38.9</td></tr></tbody></table>	保証承諾	件数	金額	金額前年度比	平成21年度	3,958	49,278	78.6	平成22年度	2,390	36,864	74.8	平成23年度	964	14,354	38.9	イ A																	
保証承諾	件数	金額	金額前年度比																																
平成21年度	3,958	49,278	78.6																																
平成22年度	2,390	36,864	74.8																																
平成23年度	964	14,354	38.9																																
ウ ベンチャー関連保証及び創業関連保証については、実地調査や経営者との面談を通して、事業の将来性や経営手腕等を的確に判断するとともに、事業計画に対する助言を行う等、きめ細かに対応する。 また、(財)かごしま産業支援センターとの情報交換や本協会と当該センターとのタイアップした支援などにより、ベンチャー関連保証や創業関連保証の利用促進を図る。	(イ) 流動資産担保融資保証 DM及び「保証月報」による広報を行うとともに、Eメール登録企業に対し、配信を行った。 また、平成23年度は商工会議所主催の中小企業者向け相談会に参加した。 (ウ) 特定社債保証 DM及び「保証月報」による広報を行い、平成22年度から償還期限到来企業をリストアップし、企業訪問を実施した。 (エ) 当座貸越根保証 金融機関や商工団体の訪問、研修を行うとともに、「保証月報」の掲載及びEメール登録企業に対し、情報を配信した。 平成23年度は、小口利用者層を対象とした協会独自の「カードローン500J」を創設して、リーフレットの作成やEメール登録企業に対する情報配信及び鹿児島商工会議所主催の研修会に参加して、推進を図った。 ウ 新規開業を中心に、本協会の利用が初めての中小企業者と面談を行い、事業内容の確認、経営計画等のヒアリングや助言も行った。 また、鹿児島商工会議所主催の「鹿児島創業塾」に出席し、創業予定者を対象とした保証制度の説明を行った。 (財)かごしま産業支援センター主催の「中小企業支援機関連携推進会議・鹿児島県中小企業経営革新支援会議」及び「かごしま中小企業応援センター連絡協議会」に出席し情報交換を行った。 ベンチャー関連保証 (単位:件、百万円、%) <table border="1"><thead><tr><th>保証承諾</th><th>件数</th><th>金額</th><th>金額前年度比</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成21年度</td><td>23</td><td>162</td><td>46.6</td></tr><tr><td>平成22年度</td><td>27</td><td>248</td><td>153.1</td></tr><tr><td>平成23年度</td><td>18</td><td>154</td><td>62.1</td></tr></tbody></table> 創業関連保証 (単位:件、百万円、%) <table border="1"><thead><tr><th>保証承諾</th><th>件数</th><th>金額</th><th>金額前年度比</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成21年度</td><td>172</td><td>760</td><td>135.5</td></tr><tr><td>平成22年度</td><td>164</td><td>706</td><td>92.9</td></tr><tr><td>平成23年度</td><td>166</td><td>727</td><td>103.0</td></tr></tbody></table>	保証承諾	件数	金額	金額前年度比	平成21年度	23	162	46.6	平成22年度	27	248	153.1	平成23年度	18	154	62.1	保証承諾	件数	金額	金額前年度比	平成21年度	172	760	135.5	平成22年度	164	706	92.9	平成23年度	166	727	103.0	ウ B	
保証承諾	件数	金額	金額前年度比																																
平成21年度	23	162	46.6																																
平成22年度	27	248	153.1																																
平成23年度	18	154	62.1																																
保証承諾	件数	金額	金額前年度比																																
平成21年度	172	760	135.5																																
平成22年度	164	706	92.9																																
平成23年度	166	727	103.0																																

工 一括支払契約保証、農商工等関連保証、経営承継関連保証、新株予約権引き受けを伴う保証などの国の政策保証や、かごしま共生・協働サポート融資保証などの地方公共団体の政策保証については、制度内容の周知徹底、円滑な利用促進等により適切に対応する。

工 毎月、金融機関本部を訪問するとともに、営業店や商工団体等の訪問や研修会を実施した。また、(財)かごしま産業支援センター主催の農商工等連携制度の説明会に出席し、情報交換を行うなど、利用推進を図った。

(かごしま共生・協働サポート融資保証)

(単位:件、百万円、%)

保証承諾	件数	金額	金額前年度比
平成21年度	3	7	175.0
平成22年度	2	12	171.4
平成23年度	1	10	83.3

工 B

評価項目の自己評価

ア セーフティネット保証（緊急保証を含む。）、流動資産担保融資保証、特定社債保証、当座貸越根保証及び事業者カードローン根保証等の政策保証は、各保証制度の目的や保証要件等について、ホームページや金融機関、商工団体等の説明会、Eメール等を活用し、制度内容の周知徹底を図った。

イ 中小企業者や金融機関に対して資格要件、指定業種の拡大、制度内容の周知徹底を図るとともに、対象企業をリストアップし、利用推進を図った。

ウ 鹿児島商工会議所主催のセミナーでの制度説明や(財)かごしま産業支援センター主催の会議での情報交換を行い、利用推進を図った。

エ 一括支払契約保証、農商工等関連保証、経営承継関連保証、新株予約権引き受けを伴う保証については、推進を図るため、金融機関訪問、研修等を実施したが、実績に結び付かなかった。

注)達成度については、A・B・Cの3段階とする。A～高い B～普通 C～低い

評価項目	(4) 利便性の向上に向けた取組	総合判定																
		A																
取組方針																		
項目	実施状況	達成度																
ア ホームページにより、中小企業者、金融機関、経済関係団体等に保証要件や各種保証制度の詳細な内容等、必要な情報を適時・的確に提供するとともに、中小企業者からの相談や意見、要望等を受け付けるコーナーを活用するなど利便性の向上を図る。	<p>ア 保証要件、各種保証制度の内容、特別相談窓口の設置などの情報提供を行うとともに、ホームページアドレスを「保証月報」やリーフレットに掲載し、ホームページの利用促進を図った。</p> <p>また、平成22年9月、ホームページの全面リニューアルを行い、利便性の向上を図った。</p> <p>年度ごとのホームページアクセス及びホームページによる中小企業者からの相談件数は、次のとおり。 (単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>アクセス数</th><th>1日平均アクセス件数</th><th>相談件数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度</td><td>15,971</td><td>47.7</td><td>11</td></tr> <tr> <td>平成22年度</td><td>19,309</td><td>57.6</td><td>13</td></tr> <tr> <td>平成23年度</td><td>21,697</td><td>64.8</td><td>7</td></tr> </tbody> </table>		アクセス数	1日平均アクセス件数	相談件数	平成21年度	15,971	47.7	11	平成22年度	19,309	57.6	13	平成23年度	21,697	64.8	7	ア A
	アクセス数	1日平均アクセス件数	相談件数															
平成21年度	15,971	47.7	11															
平成22年度	19,309	57.6	13															
平成23年度	21,697	64.8	7															
イ 中小企業者のみを対象として、保証利用のメリットや主な保証制度の内容・申込手続き等をわかりやすく説明したパンフレットを作成し、中小企業関係の各種会議での活用や中小企業団体・県・市町村機関の窓口等を通じ、配布する。	<p>イ 毎年度版の「信用保証制度のご案内」及び平成23年度創設したファスト保証、ファスト500保証、カードローン500、環境対策サポート保証制度については、リーフレットを作成し、金融機関及び関係機関等に配布した。</p> <p>また、各種会議において、新制度・推進制度の案内を盛り込んだ資料を作成し、説明を行った。</p>	イ A																
ウ 保証制度を充分に利用していない中小企業者や流動資産担保融資保証の対象企業等に対して、Eメールの活用や郵送等により、制度保証創設・改正の内容、不況業種の指定情報など、効果的な情報提供に努める。	<p>ウ 保証未利用の中小企業者1,997社に対するDMの発送や保証債務残高が減少している中小企業者607社に対するDMの発送を実施した。</p> <p>また、平成23年度には、債務完済した中小企業者412社に対し、保証再利用の案内に係るDMを発送し、うち243社を訪問した。</p> <p>Eメール登録企業に対しては、各種制度の案内や信用保証協会団体信用生命保険制度の案内等を年4回に分けて情報配信した。</p>	ウ A																
エ 中小企業者からの相談や意見・要望等に、的確、丁寧に対応するとともに、その内容をデータベース化して情報を共有化し、利便性の向上のために活用する。	<p>エ データベース登録件数(苦情)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>件数(件)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度末</td><td>3</td></tr> <tr> <td>平成22年度末</td><td>4</td></tr> <tr> <td>平成23年度末</td><td>2</td></tr> </tbody> </table>		件数(件)	平成21年度末	3	平成22年度末	4	平成23年度末	2	エ A								
	件数(件)																	
平成21年度末	3																	
平成22年度末	4																	
平成23年度末	2																	
オ 保証審査の迅速化、効率化を図るために、保証審査時に関する書類の簡素化・見直し、地区別審査担当方式による保証審査システムの適正化・CRDスコアリングモデルなどを活用した5段階財務評価システムによる審査事務の統一化・平準化等に努める。	<p>オ 平成22年10月から審査体制を金融機関別審査担当方式から中小企業者の所在地による地区別担当方式に変更し、利便性の向上を図った。</p> <p>また、部内研修及び部内定例会議において審査マニュアルの周知、事例研修を行うことにより、保証審査の統一化を図った。</p> <p>平成22年度は、企業訪問基準を定め、協会事務所内の面談を含めた面談・訪問企業数は、362件（前年度172件）となった。</p> <p>また、平成21年10月から試行してきた簡易審査による保証承諾の実績は、1,173件となり、全体に占める構成割合は16.5%（前年度構成割合6.3%）となった。平成23年度の簡易審査による保証承諾の実績は1,376件となり、全体に占める構成割合は18.9%となった。</p>	オ A																
評価項目の自己評価																		
<p>ア 保証要件や各種保証制度の詳細な内容等を、より適時・的確に提供するため、ホームページのリニューアルを実施した効果により、アクセス件数は増加し、中小企業者等の利便性の向上を図ることができた。</p> <p>イ 毎年度作成の「信用保証制度のご案内」以外に、新たに創設した保証制度のメリットや内容・申込手続き等を分かりやすく説明したリーフレット等を作成し、金融機関、商工団体等を通じ配布することができた。</p> <p>ウ 保証未利用の中小企業者に対してDMを発送したり、保証債務残高が減少している中小企業者にDMによる保証利用の案内文書の送付や訪問により、保証利用の推進を図ることができた。</p> <p>また、Eメール登録企業に対する情報配信を行い、的確な情報発信に努めた。</p>																		

エ 中小企業者からの相談や意見・要望に対しては、当該部署において的確、丁寧な対応に努めるとともに、データベースに登録し、情報の共有化を図った。

オ 保証審査の迅速化、効率化を図るため、書類の簡素化・見直し、地区別審査担当方式への変更などを行い、中小企業者の利便性の向上を図ることができた。

また、簡易審査を導入し、保証審査の効率化を図ったことにより、平成21年度以降の1件あたりの平均内定処理日数については、平成21年度 6.1日、平成22年度 5.1日、平成23年度 4.1日となり、早期処理に努めることができた。

注)達成度については、A・B・Cの3段階とする。A～高い B～普通 C～低い

評価項目	(5) 期中管理の充実・強化	総合判定																								
		A																								
取組方針																										
項目	実施状況	達成度																								
ア 大口保証企業、特定社債保証企業、ベンチャー・創業関連保証企業や経営支援・再生支援企業については、大口保証企業等に係る保証後経営支援実施要領に基づき、決算書を毎期徴求することにより、経営計画の達成状況や財務状況を把握し、必要に応じ適切な措置を講ずる。	<p>ア 大口保証企業等に係る保証後経営支援実施要領に基づき決算書を徴求し、決算内容をC R Dに入力のうえ、必要と判断した企業に対し、面談や訪問を実施した。 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>決算書徴求企業</th><th>訪問・面談企業</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度</td><td>229</td><td>15</td></tr> <tr> <td>平成22年度</td><td>230</td><td>16</td></tr> <tr> <td>平成23年度</td><td>276</td><td>80</td></tr> </tbody> </table>		決算書徴求企業	訪問・面談企業	平成21年度	229	15	平成22年度	230	16	平成23年度	276	80	ア A												
	決算書徴求企業	訪問・面談企業																								
平成21年度	229	15																								
平成22年度	230	16																								
平成23年度	276	80																								
イ 返済緩和の条件変更や長期保証への借換えを行い、月々の返済額の軽減を図る。	<p>イ 平成22年4月に経営支援部を設置し、期中支援を積極的に行なった。さらに平成23年4月に経営支援部に期中支援課を新設し、期中支援の充実・強化に努めた。 条件変更の実施状況 (単位:件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>件数</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度</td><td>1,786</td><td>22,798</td></tr> <tr> <td>平成22年度</td><td>2,270</td><td>28,027</td></tr> <tr> <td>平成23年度</td><td>2,167</td><td>28,638</td></tr> </tbody> </table>		件数	金額	平成21年度	1,786	22,798	平成22年度	2,270	28,027	平成23年度	2,167	28,638	イ A												
	件数	金額																								
平成21年度	1,786	22,798																								
平成22年度	2,270	28,027																								
平成23年度	2,167	28,638																								
ウ 再生支援が必要と思われる企業については、積極的な支援を行う。	<p>ウ 県中小企業再生協議会と積極的に連携を図り、再生支援を推進した。 (県再生支援協議会との連携)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>件数</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度</td><td>9</td><td>166</td></tr> <tr> <td>平成22年度</td><td>8</td><td>192</td></tr> <tr> <td>平成23年度</td><td>7</td><td>256</td></tr> </tbody> </table> <p>条件変更 (単位:件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>件数</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度</td><td>93</td><td>2,833</td></tr> <tr> <td>平成22年度</td><td>120</td><td>3,408</td></tr> <tr> <td>平成23年度</td><td>94</td><td>2,188</td></tr> </tbody> </table> <p>また、再挑戦関連企業に対し1件、3百万円の保証承諾を行った。</p>		件数	金額	平成21年度	9	166	平成22年度	8	192	平成23年度	7	256		件数	金額	平成21年度	93	2,833	平成22年度	120	3,408	平成23年度	94	2,188	ウ A
	件数	金額																								
平成21年度	9	166																								
平成22年度	8	192																								
平成23年度	7	256																								
	件数	金額																								
平成21年度	93	2,833																								
平成22年度	120	3,408																								
平成23年度	94	2,188																								
エ 代位弁済が見込まれる企業に対しては、早期に代位弁済手続きに着手し、債権保全等適切な措置を講ずるとともに、代弁請求から履行までの経過記録簿を作成し、進捗管理の徹底を図り、適正かつ効率的な代位弁済履行に努める。	<p>エ 代位弁済が見込まれる企業に対しては、期限の利益喪失や金融機関担保の確定等、金融機関と連携し、早期に代位弁済手続きに着手するよう努めた。 代位弁済請求後、必要に応じ金融機関と協議を行い、また経過記録簿を作成し進捗管理を行い、適正かつ効率的に代位弁済を履行するよう努めた。 また、金融機関に対し、代位弁済事務に関する勉強会を行い、代位弁済手続きの効率化を図った。</p>	エ A																								
評価項目の自己評価																										
<p>ア 決算書を徴求した企業について、財務内容を精査・検討し、経営改善計画の進捗状況を確認した。計画未達先や財務内容の厳しい先については、必要に応じ、面談や企業訪問を実施し、実態把握に努めた。</p> <p>イ 平成23年4月に経営支援部に期中支援課を設置したことにより、企業の早期実態把握が可能となり、より効率的な支援が図られた。</p> <p>ウ 再生支援については、県中小企業再生支援協議会と積極的に連携を図り、主に条件変更による支援を推進することができた。</p> <p>エ 代位弁済が見込まれる企業に対しては、早期に代位弁済手続きに着手するとともに、代弁請求から履行までの経過記録簿を作成し、進捗管理の徹底を図ったことにより、代位弁済受付から代位弁済までの平均処理日数は、平成21年度35.9日、平成22年度29.5日、平成23年度28.2日となり手続きの短縮化が図られた。</p>																										

注) 達成度については、A・B・Cの3段階とする。A～高い B～普通 C～低い

評価項目	(6) 求償権回収の合理化、効率化	総合判定																								
		B																								
取組方針																										
項目	実施状況	達成度																								
ア 新規求償権の現況把握に努め、適切な措置を講じることにより、早期回収の促進に努めるとともに、コンビニエンス求償権収納システムの活用等により定期入金者の利便性向上を図る。	<p>ア 新規求償権については、債務者等の現況を把握し、回収方針を明確にするため、代位弁済後早期に返済交渉を行い回収に着手した。</p> <p>債務者等の入金に係る利便性向上のため、平成21年12月からコンビニエンスストアを利用したコンビニエンス収納システムを導入した。</p> <p>また、平成22年10月には分割返済管理システムを稼働させ、入金管理を徹底するとともに、自動督促機能を有効に活用し督促の強化に努めた。</p> <p>コンビニエンス収納件数の実績(単位:件)</p> <table border="1"> <tr><td>平成21年度</td><td>158</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>1,403</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>2,256</td></tr> </table>	平成21年度	158	平成22年度	1,403	平成23年度	2,256	ア A																		
平成21年度	158																									
平成22年度	1,403																									
平成23年度	2,256																									
イ 訪問督促、訪問や電話による夜間督促、鹿児島市内を重点とした督促等を計画的に実施し、定期回収、不定期回収の増加に努める。	<p>イ 年度計画により訪問督促計画を立て計画通り実施した。また、平成23年度より休日訪問督促を開始するとともに、夜間督促の実施回数を増やし督促を強化した。</p> <p>平成23年度休日督促の実績 (単位:人, %)</p> <table border="1"> <tr><td>訪問数</td><td>面談数</td><td>面談率</td></tr> <tr><td>396</td><td>132</td><td>33.3</td></tr> </table>	訪問数	面談数	面談率	396	132	33.3	イ A																		
訪問数	面談数	面談率																								
396	132	33.3																								
ウ 担保物件の処分促進に努める。	<p>ウ 保証月報やホームページに競売物件情報を掲載するとともに、平成23年度からは専任担当者を配置し、金融機関や不動産業者、近隣居住者等へ情報提供を行い、物件処分の促進に努めた。</p> <p>(1) 平成23年度専任担当者の実績 (単位:件)</p> <table border="1"> <tr><td>訪問数</td><td colspan="4">訪問先</td></tr> <tr><td>227</td><td>債務者等</td><td>金融機関</td><td>不動産業者</td><td>実調等</td></tr> <tr><td></td><td>48</td><td>50</td><td>50</td><td>158</td></tr> </table> <p>(2) 回収実績 (単位:件, 千円)</p> <table border="1"> <tr><td>処分件数</td><td>9</td><td>回収金額</td><td>28,985</td></tr> </table>	訪問数	訪問先				227	債務者等	金融機関	不動産業者	実調等		48	50	50	158	処分件数	9	回収金額	28,985	ウ A					
訪問数	訪問先																									
227	債務者等	金融機関	不動産業者	実調等																						
	48	50	50	158																						
処分件数	9	回収金額	28,985																							
エ 保証協会債権回収(株)の活用により、無担保求償権や県外転出者の求償権回収の促進を図る。	<p>エ 保証協会債権回収(株)の近畿圏営業所が平成21年4月に開設し、営業所相互間の委託が平成21年10月にスタートしたことから、県外転出者の回収業務委託を積極的に行い、督促の効率化が図られた。また、平成23年度から、定期回収の督促強化を図るために、電話督促専任担当者を配置するなど入金管理の徹底に努めた。</p> <p>求償権の委託状況 (単位:件, 百万円)</p> <table border="1"> <tr><td></td><td>件数</td><td>金額</td></tr> <tr><td>平成21年度末</td><td>1,914</td><td>8,227</td></tr> <tr><td>平成22年度末</td><td>2,196</td><td>9,186</td></tr> <tr><td>平成23年度末</td><td>989</td><td>4,068</td></tr> </table>		件数	金額	平成21年度末	1,914	8,227	平成22年度末	2,196	9,186	平成23年度末	989	4,068	エ B												
	件数	金額																								
平成21年度末	1,914	8,227																								
平成22年度末	2,196	9,186																								
平成23年度末	989	4,068																								
オ 計画的に管理事務停止及び求償権整理を行う。	<p>オ 回収が見込まれる求償権への集中的な取り組みと管理事務の効率化を図るため、破産等により回収が困難又は不能な求償権について、計画的に管理事務停止及び求償権整理を行った。また、平成23年度より、専任担当者を配置し、各手続きの推進を図った。</p> <p>(1) 管理事務停止の実績 (単位:件, 百万円)</p> <table border="1"> <tr><td></td><td>件数</td><td>金額</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>203</td><td>1,401</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>378</td><td>2,210</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>542</td><td>3,415</td></tr> </table> <p>(2) 求償権整理の実績 (単位:件, 百万円)</p> <table border="1"> <tr><td></td><td>件数</td><td>金額</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>34</td><td>370</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>307</td><td>1,067</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>107</td><td>458</td></tr> </table>		件数	金額	平成21年度	203	1,401	平成22年度	378	2,210	平成23年度	542	3,415		件数	金額	平成21年度	34	370	平成22年度	307	1,067	平成23年度	107	458	オ A
	件数	金額																								
平成21年度	203	1,401																								
平成22年度	378	2,210																								
平成23年度	542	3,415																								
	件数	金額																								
平成21年度	34	370																								
平成22年度	307	1,067																								
平成23年度	107	458																								

評価項目の自己評価

- ア 新規求償権については、代位弁済後早期に面談を行い、担当者と課長が協議のうえ回収方針を決定し、返済について誠意のない債務者等については、法的手続きをによる請求を行うなど早期回収の促進に努めた。コンビニエンス収納システム導入の結果、コンビニエンスストアを利用した返済は順調に増加し、債務者等の利便性の向上が図られた。
- イ 訪問督促については各年度計画通りに実施した。また、平成23年度からは新たに休日訪問督促を行い、債務者等との折衝機会の拡大に努め督促の強化が図られた。
- ウ 全体の回収に占める不動産処分の割合は約6割を占めるが、有担保求償権の割合は年々低下しているため、回収額向上のためには不動産処分を促進する必要がある。そのため、平成23年度からは不動産処分に係る専任担当者を配置し、処分促進に努めたところ、これまで競売等で売却できなかつた物件について、任意売買が成立するなど効果が見られた。
- エ 保証協会債権回収(株)の全国ネットワークを生かし、県外転出者に対する督促を効率的に行った。平成23年度より保証協会債権回収(株)への委託基準を見直し、定期回収先を主体に委託することとし、電話督促専任担当者を配置するなど、専門的かつ効率的な回収体制となった。
- オ 従来、管理事務停止及び求償権整理は、回収担当者が回収業務の傍ら行っていたが、平成23年度より専任担当者を配置したことにより、集中的かつ効率的に実施することができ、各手続きの推進が図られた。
- しかしながら、債務者や連帯保証人の法的整理の増加、有担保保証の減少及び第三者保証人の原則不徴求等により、回収は減少した。よって、総合判定はBとした。

注)達成度については、A・B・Cの3段階とする。A～高い B～普通 C～低い

評価項目	(7) リスク考慮型保証料率体系及び金融機関との適切な責任共有制度の円滑な実施	総合判定
		B
取組方針		
項目	実施状況	達成度
<p>リスク考慮型保証料率体系の運用については、今後も財務データの入力チェック体制の強化及び保証料率再計算検証システムによる検証を実施し、その正確性の確保に努める。</p> <p>また、金融機関との適切な責任共有制度については、負担金計算の基礎データとなる金融機関別の保証債務残高や代位弁済額及び移転担保処分による回収額の集計結果を定期的に出力、点検し、正確なデータ提供に努める。</p>	<p>保証料率等再計算検証システムによる検証については、保証料率等再計算・検証事務マニュアルに基づき、毎年4回(6月、9月、12月、3月)実施した。</p> <p>また、裏書譲渡手形等に係る入力データの検証については、平成21年度は、4月～8月、11月、2月の計7回、平成22年度以降は毎年4回(5月、8月、11月、2月)実施した。</p> <p>責任共有制度に係る負担金計算の基礎データについては、保証協会システムセンター側が作成し、送付されたデータの点検・保管を行った。</p> <p>また、平成21年6月、負担金を試算できるシステムを構築した。</p>	B
評価項目の自己評価		
<p>保証料等の計算については、部内研修等で徹底を図った。なお、保証料違算については、平成21年度に2件、平成23年度に1件発生し、部内研修等で職員への周知を図り、再発防止に努めた。</p> <p>財務データの入力チェックについては、スタッフ、審査担当者による二重チェックを行い、正確性の確保に努めた。</p> <p>責任共有制度に関し、金融機関へ送付したデータの誤りはなく、正確なデータ提供ができた。</p> <p>また、負担金を試算できるシステムを構築したことから、予め受領見込み額が把握できるようになった。</p>		

注)達成度については、A・B・Cの3段階とする。A～高い B～普通 C～低い

評価項目	(8) 信用保証制度の多様化・高度化等に対応した組織体制の確立及び職員の資質向上	総合判定
		A
取組方針		
項目	実施状況	達成度
ア 保証部に専ら保証審査事務を担当する審査担当次長を置き、2名次長体制とし、総括次長が保証業務に係る企画立案事務に注力できる体制とする。	ア 平成21年4月1日、保証業務に係る企画立案機能の強化と保証事務の効率化・迅速化を図るために、2名次長制とした。	ア A
イ 保証審査体制を金融機関別審査担当方式から地区別審査担当方式に移行する。	イ 平成22年10月から審査体制を金融機関別審査担当方式から中小企業者の所在地による地区別担当方式に変更し、利便性の向上を図った。	イ A
ウ 流動資産担保融資保証や特定社債保証、ベンチャー関連保証など高度な知識やノウハウを必要とする保証制度については、あらかじめ指定した職員が専ら審査を担当する体制とする。	ウ 平成21年度に、保証部の各グループ2名の職員を審査担当者として指定し、専ら審査する体制とした。	ウ A
エ 信用保証制度の多様化・高度化、代位弁済の増大、求償権回収環境の悪化等に対応し、組織体制の職員配置の適時適切な見直しなどを行い、簡素で効率的な組織体制の構築や職員の適正配置等に努める。	エ 平成21年度は、保証審査体制を上記イのとおり変更し審査担当者2名の増員を行い、1グループ4名体制とした。 平成22年度は、経営再生支援室を改組し、新たに経営支援部を創設するとともに、同部に5名の専任職員を配置し、経営・再生支援の充実・強化を図った。 さらに、保証協会債権回収課への出向職員を1名増員し、無担保求償権の効率的な回収を図った。 平成23年度は、経営支援部に期中支援課を新設し、保証部が担当していた期中管理業務を、同部に移管した。 また、回収担当者を3名増員し、回収困難な求償権や不動産処分が進まない求償権については、専任担当者を配置した。 さらに、保証協会債権回収課については、委託基準を見直し、定期回収先を主体に委託するように改め、電話督促専任担当者を配置するなど、入金管理の徹底に努めた。	エ A
オ 各種職員研修制度の活用のほか、公認会計士、中小企業診断士、情報処理技術者等の国家資格の取得を奨励する資格取得奨励表彰制度の活用などにより、保証審査に係る目利き能力や電算処理に係る処理能力の向上を図る。	オ 各種研修会への参加については、年度当初に研修計画を作成し、積極的に参加させた。 また、資格取得を奨励し、職員の資質向上を図るために平成23年度に国家資格及び国家試験に限定していた資格取得奨励表彰制度の表彰対象に、協会業務の推進に密接な関係を有する連合会主催の信用調査検定を追加するなど、より多くの職員がチャレンジできるようにするとともに、特別昇給制度等を導入するなど、同表彰制度を改正した。	オ A
評価項目の自己評価		
<p>ア 組織体制の見直しにより、総括次長が保証業務に係る企画立案事務に注力できる体制が整い、機能強化と保証事務の効率化・迅速化が図られた。</p> <p>イ グループ制に変更したことにより、同一グループで継続して保証審査を担当することとなり、事業内容等の把握が迅速かつ的確にできるようになった。又、グループ内の職員で代替作業が可能となり、事務の効率化が図れた。</p> <p>ウ グループ内での役割分担が明確化し、審査処理の適正化・効率化が図れた。</p> <p>エ 国が講じた中小企業金融円滑化法の施行及び緊急保証制度等に積極的に取り組むために、適時・的確な組織の見直しを行い、効率的かつ簡素な組織の実現を図った。</p> <p>オ 職員の資質向上については、各種研修に延べ76名の職員（平成21年度20名、平成22年度26名、平成23年度30名）が参加し、また、国家資格等については、平成21年度から3年間で3名が取得又は合格した。 さらに、連合会が実施する信用調査検定については、年度初めに全職員に受験を促した結果、延べ25名が受験（うち合格者22名）するなど、職員の資質向上に大きく寄与した。</p>		

注)達成度については、A・B・Cの3段階とする。A～高い B～普通 C～低い

評価項目	(9) コンプライアンス態勢の充実・強化	総合判定
		A
取組方針		
項目	実施状況	達成度
ア コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画として、具体的な取組、実施時期、主管部署等を定める年度コンプライアンス・プログラムを策定し、積極的に推進する。	ア コンプライアンス・プログラムは、コンプライアンス委員会で審議のうえ、常勤役員会の承認を受け毎年策定した。同プログラムに沿って、研修会等を実施し、積極的な推進を行った。	ア A
イ 信用保証協会に関する法令や業務に係る諸規程等の理解と遵守についての認識を高めるため、コンプライアンス・プログラムに基づき、各種研修会を実施する。	イ コンプライアンス・プログラムに基づき、全体研修及び個別研修を実施し、コンプライアンス関係規程の理解と遵守についての認識を深めた。	イ A
ウ 定款、業務方法書、諸規程等の制定、改廃に当たっては、法制的視点に基づくチェック機能を強化するとともに、必要に応じ、弁護士等による法的検証を行う。	ウ 平成19年4月から企画調整課において法制的視点に基づくチェックを行うとともに、必要に応じて、顧問弁護士によるリーガルチェックを行うこととし、チェック機能の強化を図った。	ウ A
エ 事務ミス等の事例について、データベース化による情報の共有化を図ることにより、事務処理の正確性の向上に努める。	エ 事務ミス等の事例（書類不備、入力ミス等）のデータベース化を活用し、情報の共有化を図り、正確な業務運営に努めた。	エ A
オ 「反社会的勢力との対応マニュアル」に基づき、コンプライアンス委員会において認定した反社会的勢力をデータベース化し、有事における対応体制の強化を図る。	オ 毎月開催するコンプライアンス委員会において認定した反社会的勢力をデータベース化し、有時における対応体制の強化を図った。	オ A
評価項目の自己評価		
<p>ア コンプライアンスマニュアルの規定に基づき策定した、コンプライアンス・プログラムに沿って全体研修及び個別研修を実施し、同プログラムの着実な推進に努めた。</p> <p>イ コンプライアンス・プログラムに基づき実施した全体研修及び個別研修により、役職員のコンプライアンスに対する認識を深め、法令遵守の周知徹底が図られた。</p> <p>ウ 必要に応じ顧問弁護士によるリーガルチェックを行うなど、チェック機能の強化を図った。</p> <p>エ 事務ミス事例等の情報の共有化を図るなど、コンプライアンス態勢の充実・強化が図られた。</p> <p>オ 反社会的勢力の対応については、データベース化を実施し、有事における対応体制の強化が図られた。</p>		

注)達成度については、A・B・Cの3段階とする。A～高い B～普通 C～低い

評価項目	(10) 的確かつ効率的な内部監査の実施	総合判定
		A
取組方針		
項目	実施状況	達成度
内部監査計画の適時適切な見直し、無通告監査の活用、国等の検査による指摘事項に係る監査項目の追加・見直し、監事監査との緊密な連携などにより、的確かつ効率的な内部監査を実施する。	<p>各年度の内部監査計画策定にあたっては、外部検査の指摘事項や、新たに経営計画に盛り込まれた事業などを監査項目に追加し、計画どおり、毎月内部監査を実施した。</p> <p>また、無通告監査も毎年度各2回実施した。</p> <p>更に、毎年度、監事監査と合同で決算監査を行った。</p>	A
評価項目の自己評価		
<p>従来の監査項目に加え、外部検査の指摘事項や経営計画の新規事業を監査項目に追加し、定期的に管理態勢や進捗状況等を監査することにより、監査機能の充実・強化が図られた。</p> <p>また、無通告監査の実施や監事監査との連携により、的確かつ効率的な内部監査が実施できた。</p>		

注) 達成度については、A・B・Cの3段階とする。A～高い B～普通 C～低い

III 中期事業計画の事業計画に係る評価

(単位：百万円、%)

項目	前年度実績A	当該年度		対前年度実績比C/A	計画比C/B	達成度	実績の自己評価
		計画B	実績C				
保証承諾	21年度	119,009	90,000	93.324	78.4	103.7	A
	22年度	93,324	85,000	87,455	93.7	102.9	A
	23年度	87,455	80,000	74,240	84.9	92.8	B
保証債務残高	21年度	188,053	196,000	205,692	109.4	104.9	A
	22年度	205,692	193,000	203,875	99.1	105.6	A
	23年度	203,875	182,000	199,598	97.9	109.7	A
代位弁済	21年度	4,956	6,200	4,405	88.9	71.0	A
	22年度	4,405	6,270	4,275	97.0	68.2	A
	23年度	4,275	5,980	3,940	92.2	65.9	A
実際回収	21年度	1,108	1,050	1,366	123.3	130.1	A
	22年度	1,366	1,100	1,119	81.9	101.7	A
	23年度	1,119	1,170	956	85.5	81.7	B

IV 自己評価に対する外部評価委員会の意見・助言

第2次中期事業計画（平成21年度～平成23年度）の実施状況等に関する本協会の自己評価について、平成24年7月18日、「外部評価委員会」に意見・助言を求めたところ、同年7月31日、同委員会の宮廻甫允委員長から本協会会長に対して、次のとおり、「第2次中期事業計画の自己評価に係る意見等について」の報告があった。

第2次中期事業計画の自己評価に係る意見等について

第2次中期事業計画（平成21年度～平成23年度）の事業内容については、保証承諾が平成21年度、平成22年度は緊急保証制度の影響により、計画額を上回る実績となつたが、平成23年度は景気低迷や緊急保証による一服感等により計画を下回つた。

保証債務残高は、保証期間の比較的長い緊急保証制度の利用が増加したことから、3か年度とも計画を上回る実績となつた。

代位弁済は、国の緊急保証による資金繰り支援や中小企業金融円滑化法の実施等により、企業の倒産は減少傾向で推移し、3か年度とも計画を下回る実績となつた。

実際回収は、平成21年度、平成22年度はともに計画を上回り、平成23年度は、法的整理の増加、有担保保証の減少及び第三者保証人原則不徴求等により計画を下回つたものの、求償権回収率は九州3位、全国10位の実績であった。

保証協会は各種保証制度を中心に、中小企業者の資金繰り安定のため、積極的に支援し、大きな貢献を果たしてきたものと考えるが、県内中小企業者の経営環境は一段と厳しさを増し、中小企業金融円滑化法終了後は、代位弁済の増加が懸念されるところである。

そのような中で、企業の経営支援・再生支援及び期中管理の充実・強化を図るため、経営支援部を創設し、また、期中支援課の新設を行い、限られた職員の中から同部署へ専任担当者を配置したことは、企業の経営相談や経営指導に努めることの重要性の認識がなされているとともに、このような組織対応が一層の期中管理業務の向上、代位弁済の抑制に繋がるものと期待する。

各評価項目に関し、達成度の低い項目に関しては、さらにより一歩踏み込んだ分析・評価によって計画未達の要因をより具体的に明確にしたうえで、的確に対処し、次への計画に活かしていくとともに、年度計画途中でも修正、改善していくことが組織の成長に繋がると考える。

協会を巡る環境はますます厳しさを増すものと考えるが、中小企業の振興と地域経済の発展のため、健全な財務内容を維持し、さらなる経営努力をお願いしたい。

（参考） 外部評価委員会委員

委員長	宮廻 甫允	鹿児島大学名誉教授
委 員	田畠 恒春	公認会計士
委 員	野田 健太郎	弁護士

外部評価委員会運営規程

(総則)

第1条 この規程は、鹿児島県信用保証協会（以下「協会」という。）に設置する外部評価委員会（以下「委員会」という。）の運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の目的)

第2条 委員会は、協会の運営規律の強化や透明性の向上を図るため、協会の業務実績等について、客観的な評価を行うことを目的とする。

(委員会及び委員)

第3条 委員会は、弁護士、公認会計士等の学識経験を有する者のうちから、協会の会長（以下「会長」という。）が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって、組織する。

2 委員は3人以上とし、委員会には委員が互選する委員長を置く。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における新たな委員の任期は、前任者の残任期間とする。なお、再任は妨げない。

(召集)

第5条 委員会は、会長の要請に基づき、委員長が召集する。ただし、委員長が選ばれるまでは、会長が召集する。

2 委員会の召集は、書面で日時及び場所を示し通知して行う。

3 委員会は、半数以上が出席しなければ開催することはできない。

(審議事項等)

第6条 委員会は、第2条の目的を達成するため、協会が自ら行った中期事業計画及び年度経営計画に係る業務実績並びにコンプライアンス体制及び運営状況について、その評価の評価項目、評価方法及び評価内容等を審議し、意見を付して会長に報告する。

(秘密の保持)

第7条 委員は、協会の業務実績評価に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(報酬等)

第8条 会長は、委員に対し、別に定めるところにより、報酬及び審議に要した費用を支給することができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、協会の総務部企画調整課において行う。

附 則

この規程は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月18日から施行する。

中期事業計画及び年度経営計画に係る自己評価実施要領

(総則)

第1条 この要領は、鹿児島県信用保証協会（以下「協会」という。）の中期事業計画及び年度経営計画（以下「計画等」という。）に係る自己評価の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(自己評価の提出)

第2条 企画調整課長は、計画等の期間終了後1月以内に、各部長及び調査室長から当該部署に関する計画等の評価項目に係る自己評価（案）を、中期事業計画の各評価項目に係る自己評価（別記第1号様式）、中期事業計画の事業計画に係る自己評価（別記第2号様式）、年度経営計画の各部門別評価項目に係る自己評価（別記第3号様式）及び年度経営計画の事業計画に係る自己評価（別記第4号様式）により、提出させるものとする。

2 企画調整課長は、前項において提出された計画等自己評価（案）を取りまとめのうえ、第3条に規定する「計画等自己評価委員会」（以下「委員会」という。）の委員長に速やかに提出するものとする。

3 年度経営計画に係る自己評価は、前2項によるほか、各年度の上半期終了後、当該上半期に係る自己評価を前2項に準じて処理するものとする。

(委員会の設置)

第3条 前条第2項及び第3項の規定に基づき提出された計画等自己評価（案）を協議、検討するため、協会に委員会を設置する。

2 委員会の委員は、総務部長、保証部長、経営支援部長、管理部長、総務部次長、保証部次長（審査担当）、経営支援部次長（経営支援・期中支援担当）及び管理部次長をもって構成し、委員長には総務部長を充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員会の会議は、委員長が召集し、会議の議長となる。

5 委員長は、前条第2項及び第3項の規定に基づき受理した計画等自己評価（案）を、受領後3週間以内に協議、検討し、別に定める「計画等自己評価（案）に係る達成度判定基準」に基づき達成度の判定を行ったうえ、常勤役員会に計画等自己評価（案）を提出するものとする。

(常勤役員会)

第4条 常勤役員会は、前条第5項の規定に基づき提出された計画等自己評価（案）について協議、検討し、計画等自己評価（案）を取りまとめるものとする。

2 会長は、前項の計画等自己評価（案）を決裁のうえ、計画等の期間終了後4月以内に、外部評価委員会の意見・助言等を求ることとする。

ただし、第2条第3項に規定する各年度の上半期に係る年度経営計画の自己評価については、この限りでない。

(外部評価委員会)

第5条 外部評価委員会は、「外部評価委員会運営規程」（平成18年12月1日制定）第6条の規定に基づき、計画等に係る業務実績評価の評価項目、評価方法及び評価内容等を審議し、意見を付して会長に報告するものとする。

(庶務)

第6条 自己評価の実施に係る庶務は、総務部企画調整課において行う。

附 則

この要領は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月31日から施行し、平成19年10月 1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年 4月 1日から施行する。

計画等自己評価(案)に係る達成度判定基準

中期事業計画及び年度経営計画に係る自己評価実施要領(以下「自己評価実施要領」という。)第3条第5項の規定に基づき、計画等自己評価(案)に係る達成度判定基準を次のとおり定める。

1 達成度の評点者

計画等自己評価(案)の評点者(以下「評点者」という。)は、自己評価実施要領第3条第2項の規定で定める計画等自己評価委員会(以下「委員会」という。)の委員とする。

2 達成度の評価方法

(1) 中期事業計画に係る評価

ア 取組方針に係る評価

取組方針に係る評価項目の評価については、「取組方針の項目」別に(ア)の方法により評価したうえで、(イ)により総合判定を行う。

(ア) 取組方針の項目の評価

a 評点者は、各項目について100点満点で評価する。

b 評価の要素は次のとおりとし、各20点満点で評価する。

(a) 計画性

(b) 積極性

(c) 貢献性

(d) 創意・工夫性

(e) 効率性(経費削減)

c 上記bに基づき評点者が評価した全評点者平均評点(小数点以下は切捨)を算出し、その平均評点により次のとおり3段階で総合判定を行うこととする。

(a) 平均点80点以上100点以下の場合・・・A(高い)

(b) 平均点60点以上80点未満の場合・・・B(普通)

(c) 平均点60点未満の場合・・・・・・・C(低い)

(イ) 評価項目の総合判定

上記(ア)の「取組方針の項目」の評価を踏まえ、評価者全員で協議して、A～Cの総合判定を行う。ただし、平均点40点未満の場合は注記する。

イ 事業計画に係る評価

事業計画に係る評価項目に関する達成度の評価基準は、次表のとおりとする。

ただし、計画策定後の本協会を取り巻く、社会・経済情勢の変化等により、評価基準に

より難い場合は、評価者全員で協議して判定を行う。

- (ア) 保証承諾
- (イ) 保証債務残高
- (ウ) 実際回収
- (エ) 代位弁済

区分		達成度の評価基準	
計画比		評価項目(ア)～(ウ)の判定	評価項目(エ)の判定
①	100%以上	A (高い)	D (低い)
②	95%以上 100%未満	B (普通)	C (やや低い)
③	90%以上 95%未満	C (やや低い)	B (普通)
④	90%未満	D (低い)	A (高い)

(2) 年度経営計画に係る評価

ア 重点課題解消に係る評価

重点課題解消に係る評価項目の評価については、前号アの規定を準用する。この場合において、準用する前号アに規定する「取組方針の項目」は、「方策の項目」に読み替える。

イ 事業計画に係る評価

事業計画に係る評価項目に関する達成度の評価基準については、前号イに定める表を準用する。この場合において、「評価項目(ア)～(ウ)の判定」は「評価項目(ア)～(カ)の判定」に、「評価項目(エ)の判定」は「評価項目(キ)及び(ク)の判定」に読み替える。

- | | |
|--------------|-----------|
| (ア) 保証承諾 | (キ) 代位弁済 |
| (イ) 保証債務残高 | (ク) 求償権残高 |
| (ウ) 保証債務平均残高 | |
| (エ) 実際回収 | |
| (オ) 経常収支差額 | |
| (カ) 当期収支差額 | |

ウ その他の評価

収支計画に係る評価（経常収支差額及び当期収支差額を除く。）、財務計画に係る評価及び経営諸比率に係る評価については、A～Dによる達成度の判定は行わないものとし、必要な項目について、実績評価のコメントを記するものとする。

3 その他

この基準に定めのない事項は、委員会で定めるものとする。

附 則

この基準は、平成19年12月 5日から施行し、平成19年度から適用する。

附 則

この基準は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年 6月 1日から施行し、平成23年 4月 1日から適用する。

附 則

この基準は、平成23年10月 3日から施行する。